

第15編 漁 場 編

第1章 魚 礁

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）
（平成15年10月）

漁港・漁場の施設の設計参考図書 （水産庁 平成27年7月）

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書

（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）

第3節 魚 礁 工

魚礁工の施工については、第4編第5章第24節魚礁工の規定による。

第4節 雑 工

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。

第2章 増殖場、養殖場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（増殖場、養殖場）における浚渫工、土捨工、着定基質工、海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）
（平成15年10月）

漁港・漁場の施設の設計参考図書（水産庁 平成27年7月）

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書

（水産庁漁港漁場整備部 平成23年12月）

第3節 浚渫工

浚渫工の施工については、第13編第1章第3節浚渫工の規定による。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

第5節 増殖場工

増殖場工の施工については、第4編第5章第25節増殖場工の規定による。

第6節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第7節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第8節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ケーソン式）の規定による。

第9節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本體工（ブロック式）の規定による。

第10節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本體工（場所打式）の規定による。

第11節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第12節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第13節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第14節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

第15節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第16節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第17節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第18節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第19節 埋立工

埋立工の施工については、第13編第1章第5節埋立工の規定による。

第20節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第26節構造物撤去工の規定による。

る。

第21節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第28節雑工の規定による。